

看護の質の向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ 概要（案）

1. 看護教育のあり方について

- 看護教育は、看護サービスの基礎をなすものであり、国民が良質な医療を受けられるようにするために不断に見直し、充実を図る必要があることから、現在の教育年限を必ずしも前提とせず、教育内容及び教育方法の検討に早急に着手し、さらなる充実を図るべきである。この際、個々の看護師養成機関の置かれた状況が多様であることに配慮する他、いわゆる「大学化」についても今後の動向を見極めて対応する必要がある。
- 保健師・助産師教育は、今後より高い専門性が求められることからその教育内容の充実が必要であり、今後、保健師・助産師教育のあり方について文部科学省と厚生労働省は協力して、結論を出すべきである。
- 看護教員の専門性を高め、かつ実践能力を保持・向上させていくために、教員の継続教育への支援や高度実践能力を持つ看護職員の受け入れなどの養成機関の創意工夫が求められる。

2. 新人看護職員の質の向上について

- 看護基礎教育と臨床現場との乖離を埋めるために、今後の制度化や義務化を視野に入れた新人看護職員研修の確立が不可欠であり、新人看護職員研修の実施方法や普及方策について早急に検討し、実施に移すべきである。この際、新人看護職員研修を実施する医療機関に対する財政も含めた支援を行うべきである。

3. チーム医療の推進について

- チーム医療推進のために、看護職員と医師をはじめとする多様な関係職種との役割分担についてさらに具体的に示し、その普及を図ることが必要である。

4. 看護職員の確保について

- 看護職員の需給見通しについては、現行制度を前提としつつできる限り制度改正等の情勢を踏まえて必要に応じた見直しを検討すると同時に、少子化による養成力の減少などを踏まえた長期的な需給見通しについても検討するべきであり、これらを総合的に勘案して、第七次の看護職員の需給見通しを策定すべきである。
- 看護職員の確保のためには、働く意向がある潜在看護職員を把握するための仕組みづくりを検討するとともに、多様な勤務形態の導入や院内保育所の整備などにより就労継続及び再就業への支援体制を強化することなども含め、総合的な推進策が求められる。